

令和5年度 磐田市認知症施策推進協議会議事録

日時：令和6年2月29日（木） 午後7時40分～午後8時10分

場所：磐田市立総合病院本館2階講堂

出席：委員11名

事務局（高齢者支援課長、地域包括ケア推進グループ長・グループ員）

○事務局：本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本協議会は、本市の認知症施策の推進にあたり関係者の皆様の御意見を賜り、より良い施策の推進を図るために設置させていただいております。それではただいまから、令和5年度 磐田市認知症施策推進協議会を開会いたします。はじめに健康福祉部高齢者支援課長からあいさつ申し上げます。

○課長：本日は業務多忙の中、お集まり頂きまして、ありがとうございます。磐田市の認知症高齢者数は約6,000人ですが、認知症の人は今後も増加する見込みであり、介護認定に至る疾病でも最も多いのが骨折、脳血管疾患ではなく、認知症となっております。

昨年6月には認知症基本法が成立、本年1月1日に施行されました。この後の議事にもありますが、認知症基本法は、「認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進」することが目的とされています。本市では認知症基本法に基づき、国や県の動向に沿って計画の策定を検討していく予定であります。今年度、6年振りに市で認知症サポーター養成講座の講師となります「キャラバンメイト」の養成研修を開催いたしました。本協議会長に講師をお願いして、25名のキャラバンメイトが新規登録となりました。また、初の試みとして、認知症の御本人である「認知症希望大使」をお招きして講演会を開催いたしました。今後も認知症関連事業を継続・推進することにより、認知症の人やその御家族が「その人らしく」住み慣れた地域で生活し続けられるよう、支援していきたいと思っております。本日は日頃から認知症に関し、多方面で御尽力頂いている皆様から様々な御意見を頂ければと思っております。限られた時間ではありますが、よろしく願いいたします。

○事務局：つづきまして、協議会長からひと言お願いいたします。

○会長：新型コロナウイルス感染症が色々なところに影響した状況の中、認知症もその一つであることに間違いはなく、私のクリニックの患者さんも外出ができなくなり認知症が進行してしまった、という方がいらっしゃいます。こういった協議会ですとか、病院や施設での看護ケアで、認知症の方が自分らしく生活できるよう、御尽力をよろしくお願ひします。

○事務局：ありがとうございました。それでは、次第に基づき進めさせていただきます。議事につきましては要綱第5条第1項により、会長が議長となりますので、よろしく願いいたします。

○会長：それでは、議事進行に御協力をお願いします。はじめに、次第の4議事のうち、(1)「磐田市認知症施策取組状況報告」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：よろしくお願ひします。「資料1」をご覧ください。磐田市認知症施策取組状況の中から抜粋して報告させていただきます。1、認知症の理解と知識の普及啓発(1)①認知症サポーター養成講座についてです。昨年度までは新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、講座の依頼・受講人数も少なかったのですが、今年度は昨年度を上回っており、令和6年2月20日現在、33回開催、受講人数は1,085人となっております。認知症サポーターの累計は20,555人となりました。次に、③認知症の理解促進に向けた地域での普及啓発事

業についてです。

各地域包括支援センターが各地域の住民と認知症に関する課題を共有し、話し合いながら内容を検討し、認知症フォーラム等を開催しています。今年度は各包括合計して14回開催しております。その内、先日2月10日に行われました、豊岡地区での認知症講演会には認知症の当事者であり静岡県認知症希望大使として活動されている、牧之原市の三浦繁雄さんが講演をしてくださいました。講演会当日、三浦さんはJRと天竜浜名湖鉄道を乗り継ぎ、お一人で磐田市までおいでになりました。講演の中で、「認知症基本法」の理念である「共生社会の実現」に向けて、わかりやすい言葉で御自身の思いを語ってくださいました。認知症は誰もがなりうるもの、認知症と診断されると出来なくなることもあるが出来ることもある、支援する・されるという垣根をなくし、対等な目線で、同じ方向を向いてお互いに尊重しあいながら支え合う社会を目指していこう、という話をしてくださいました。三浦さんのお話で私が印象に残っているのは、足が不自由な人に「走れ」とは言わないのに、認知症の人には「忘れるな」「なぜ忘れる？」と言うのはなぜか、という言葉でした。認知症の当事者が力強く講演し、行動する姿に受講者への反響も大きかったようで、アンケートには、「三浦さんがとてもしっかりされていて驚いた」、「認知症当事者の「人権」を大切にしなければと思った」、「認知症と診断されても何ら「その人」であることに変わりはないんだと思った」、など、三浦さんの伝えたいことが伝わった講演会になったと思います。私自身も大変感銘を受け、認知症の方へのイメージが大きく変わった講演会となりました。

次に(2)②いわた認知症ハンドブックの改訂・普及についてです。認知症ハンドブックは、令和元年に改訂されて以来4年が経過し、認知症への考え方も変化する中、今年度改訂を行いました。各地域包括支援センターの認知症地域支援推進員と協働し、認知症の人とその家族がこのハンドブックを手にとった時に、これからの見通しがつくようなものを目指して作成しました。資料1の1ページ下部に、ハンドブックの一部抜粋を載せてあります。「今の考え方」として、①認知症は自分もなり得ること、など、「これまでの考え方」とは大きく違う考え方に変わってきています。2004年に「痴呆」ということばが「認知症」に変わりましたが、人の意識を変化させることは難しく、「認知症」へのマイナスイメージ、誤解や偏見は払拭されないまま、現在に至っている現状があるように思います。認知症基本法では、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現を推進することが目的とされています。この法律が根拠となり、今まで取り組んできた事業とともに、人々の意識も変化していくとよいと思っています。ハンドブックにはこのこと以外にも、認知症の御本人や認知症看護認定看護師からのメッセージ、認知症の進行に応じた本人の様子や家族・周囲の人の対応方法、相談先等が掲載されております。

次に2ページ、③認知症初期集中支援チームについてです。この話題は昨年度の協議会でも議題に挙げ、今年度も引き続き検討して参りましたが、チーム員として活動していただくことが可能かどうか、何人かの方に打診はしてみました。ケース対応が必要になる時期・件数も予想がつかない中、チーム員として活動するのは難しいというお返事でした。現在、地域包括支援センターが総合相談の中で対応していますが、対応困難なケースは多く、苦慮している現状ではあります。御本人や家族の意向と支援者の意向がかみ合わないこともあります。時間をかけてじっくりと人間関係を構築して対応し、良い方向へ向かうよう、工夫してくれています。チームの活動が順調になるまでにはまだまだ時間がかかりますが、引き続き丁寧に説明しながら、チーム員の拡大、チーム活動のスムーズな運営に向けて、関係者に働きかけていきたいと思っています。次に、2ページの下段、2 認知症の人とその家族への

支援、(3)①認知症サポーターによる地域での見守りについてです。「チームオレンジ」は、認知症サポーターが自身の活動を一步前進させ、認知症への理解をより深めた中で行うチーム活動です。この「チームオレンジ」は認知症施策推進大綱にうたわれたもので、全国的に広がっている活動です。3ページの上段にイメージ図を載せてありますが、認知症の人や家族の困りごとを早期から支援する取り組みで、認知症の人が生活する中で関わる人たち、例えばスーパーや美容院、金融機関などがチームを構成するのが理想の形ではありません。認知症の人の見守りや外出支援、話し相手など、そのチームができる支援をする、というものです。本市でも、今年度、本市第1号となる、南部包括エリアのチームと、中部包括エリアの中泉でチームが立ち上がっています。具体的な活動を紹介させていただきます。認知症のある方で、認知症が原因なのかどうか、地域の通いの場からも足が遠のいてしまった方がいたのですが、近所の方々が声をかけ、通いの場に誘い、送迎をしていくことで外出が継続でき、引きこもりとなることを防ぐことができた、というケースがあります。この方は外出を楽しみにするようになり、お化粧をしてお迎えを待っていることもあるそうです。また、支援者側の視点から、認知症の方に丁寧に関わることによって、認知症の方の表情が明るくなり、活動が継続できるようになる、そうすると、支援者側にもよい影響があり、その支援者が認知症の方への支援に積極的になり、自身のご自宅で少人数だと思っただけですが、「居場所」のような場を作った、というケースもあったそうです。このように、前向きな活動が次の活動につながっていく、という、良い循環をこの「チームオレンジ」をきっかけに市内全域に広げていけたらと思っています。次に、3ページ中段の②認知症キャラバンメイト及びサポーターのフォローアップ等についてです。1月21日に本市では6年振りとなる、キャラバンメイト養成研修を行いました。キャラバンメイトとは、認知症サポーター養成講座の講師となる方のことです。本市には100人程度のキャラバンメイトがおりますが、当初メイトになられた方も御高齢になり活動ができなくなってしまった、職場に所属していてメイトになったが退職してしまった、など、コロナ禍も経て、実際に活動しているメイトが少なくなっている現状がありました。認知症サポーター養成講座を行うキャラバンメイトを養成することで、認知症の正しい理解の普及啓発のさらなる拡大につながります。今回は25名の方が受講し、キャラバンメイトとしての活動を開始していくこととなります。当日は午前中に講義を受け、午後はグループワークを行い、講座の対象者に応じてどのような会場・時間・伝え方の工夫をするとより効果的に認知症を理解してもらえるか、実際の講座を想定して発表までを行いました。認知症サポーター養成講座テキストも18年振りにアップデートされています。認知症基本法を受け、最新の知見を取り入れた内容になっており、4月からは本市でも活用していく予定です。令和6年度は、国の動向などをお伝えする機会も作りながら、キャラバンメイト・サポーターの皆さんがさらに活躍できるような環境も整えていきたいと思っています。報告は以上です。

- 会長：ありがとうございます。事務局から説明のあった「チームオレンジ」について、先日私も県の認知症講習会の講師を受けた時にその資料で初めて知りました。チームオレンジの活動、色々な活動をされているようですけれど、具体的にどんなことをされているかご紹介いただけたらと思います。お願いします。
- 委員：はい。事務局から説明していただいたように、チームオレンジになる前から、キャラバンメイトとしてやっていたことを継続してやっているということで、意識が変わった訳ではありません。このことをずっと続けているうちに、自分の思っていることがだんだん広がってきて、今までは個人でやってましたが、今、キャラバンメイトがやっているようなことは本当に地域に広げる必要があるということを年々感じています。難しい事ではなくて、一緒に考

えたり、誘ってみたりするだけのことで、随分と人は変わってくるので、私にはできないというような思いではなくて、誰にでもできるという思いを広げながらやっていけたらと思っています。特別なことはやっていません。

○会長：ありがとうございます。熱心な方がいないと進まないと思いますので、引き続きよろしくをお願いします。他に質問、御意見等ありましたらお願いします。それでは次に、(2)「認知症基本法」について事務局の説明をお願いします。

○事務局：よろしくお願いします。認知症基本法について、厚生労働省の資料を活用させていただき、説明させていただきます。資料2を御覧ください。認知症基本法は「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」というのが正式であり、目的は法律名のとおり、「共生社会」を目指すものです。これまで、認知症施策として、オレンジプラン、新オレンジプランを経て、2019年（令和元年）には2025年までの期間で「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。この「認知症施策推進大綱」では、「共生」と「予防」を車の両輪として施策が推進されてきましたが、認知症基本法では「共生」が前面に掲げられているように思います。認知症施策推進大綱と比べると、「支援する・支援される」という関係性から脱却した、認知症の人を含む「共生社会」という社会像が協調されたこと、基本理念の①に、「全ての認知症の人が基本的人権を享受する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる」とあるように、認知症の人の「人権」が大切にされていること、基本理念のなかに「自らの意思によって」や、認知症の人が「意見を表明する機会、参画する機会」という表現が何度か使われており、「当事者参画」が強く意識されていることが特徴的であると思います。国・地方公共団体の責務にあるとおり、本市でもこの法律の基本理念に沿って認知症施策を実施、基本計画策定についても検討していきます。この法律は超党派の議員連盟と認知症の人やその家族、その他関係者の間での熱心な議論の末にとりまとめられたとの事です。「認知症の本人を起点に」という考え方が基本になると思いますので、各包括支援センター職員と協力して、当事者のみなさまとつながりを持ちながら、各事業を進めていきたいと思っています。

地域の皆様には、「資料2」3ページの5. 基本的施策の①②③⑤の項目あたりが関連してくるかと思います。①認知症の人に関する国民の理解の増進等、②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、③認知症の人の社会参加の機会の確保等、⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等、またその他の項目について、この後、もしよろしければ何かご意見等いただけますとありがたく思います。以上です。

○会長：今説明がありましたが、何か、皆さんの意見がありましたらよろしくお願いします。

○委員：この間、さっきお話があった認知症の当事者の方の講演を聞かせていただきました。本当に感銘を受けたというか、こんなにすばらしい認知症の方がいらっしゃるんだって思いながら、実は私も、多少忘れっぽくなっていると思っているので、三浦さんがやってらっしゃるようなことを今自分も実際にやってるんですね。会議を忘れてはいけないので、スマホの中に、会議の予定を入れておいて、その日になると今日は会議ですよって教えてくれたり、会議の30分ぐらい前になると合図を出してくれたりします。「認知症」と意識しないうちに暮らしの中にそういう工夫を取り入れていくことで、三浦さんがおっしゃった、健常者と認知症の境をなくすというか、認知症になる不安を穏やかにしていけるのかなと思いました。地域でスマホの講座がありますが、やっぱりスマホを自分のものにしていくことで生活を安定させていくということは、自分の安心につながると思いました。スマホの活用の話に限らず、いろんな人たちが集まる場所で認知症の話をしたり、認知症の人たちの生活の工夫の話をしたりしながら、地域全体が認知症について正しく理解していく、という雰囲気を市の中

に作っていただけたいなと思っています。サロンでも特別なことをするのではなくて、参加してくれた人に、「よく来たね」とか、「待ってたよ」とか、そういった声をかけるだけで参加した人は家に帰ってから、自分のことをみんな覚えてくれていてうれしかった、というような会話が家族の中で交わされると聞いていますので、誰に対しても、認知症だからということではなくて、地域の人に温かい声掛けができる、そういう雰囲気が磐田市の中にも醸し出されていくと良いと思います。そういった雰囲気づくりをしていくことによって、認知症の人たちが安心して地域に出てこられるのではないかと思いますので、この認知症基本法が施行されて、認知症の考え方が変わっていく中で、改めてその意識を持っていただけたらうれしいなと思います。以上です。

- 委員：先日の豊岡での認知症講演会、三浦さんの話がありましたけれども、私が関わっている利用者とも講演会についての話をしました。去年も講演会があったんですけども、今年は特に家族の興味関心がとても高くて、認知症の当事者はどこから来るのか、どうやって来るのか、どうしたらそんな風に見えるのか、そういう話が本当に多かったです。認知症に対して、やっぱりできないと思っていることが認知症の御家族にも多いのかな、と強く感じました。今まで自分もそうなんですけど、認知症になってしまうとこういう症状がでてきますよ、こういうふうにはできないことがあるのでこういうふうにはサポートしていますよ、ということはお伝えするのですが、認知症でもできることがありますよ、こんなに頑張っている方が居ますよ、ということ言っていてこなかったなと強く感じました。三浦さんのように認知症があっても講演できる人がいる、ということを知ることができたことは、地域住民の方も認知症の御本人もそうだと思いますけど、希望の光になったのかなというふうに感じています。ケアマネジャーとして、認知症の方はできないこともあるけれど、できることもあるんだよっていうことをもっと伝えていくことが必要と感じました。
- 会長：ありがとうございます。他にご意見等ありましたらお願いします。ないようでしたら議事は終了させていただきます。御協力ありがとうございました。これをもちまして、議長の任を解かせていただきます。
- 事務局：ありがとうございました。認知症基本法ができてすぐ変わるということは難しいと思いますが、認知症の方が確実に増えていくと同時に、高齢者の方も確実に増え、高齢になると誰もがだんだん忘れ易くなってきます。たとえ認知症と診断されたとしても、「忘れてしまうから教えて」「ちょっと難しいからここは助けてほしい」と、恥ずかしがらずに勇気を持って周りの人たちに言えたら、もう少し自分が楽になるのではないかと三浦さんはおっしゃっていたように思います。それを聞いたときに、それを温かく受け入れられる地域も作っていかなくてはいけないと思っています。そういったことは認知症の症状が軽い方、生活の支障がまだ少ない方に限られることかもしれません。認知症の症状が深刻になっている方へはなかなか手を差し伸べることができない場合もあるのかもしれませんが、その状況になってしまう前の期間はある程度の時間があるかと思っています。その期間をできるだけ御本人が希望する形で生活できるようにするために、地域の皆様に認知症への正しい理解をしていただくということが必要であると思います。そこを深めていくために、皆さんの御協力をいただきながら、本市の認知症施策を進めていきたいと思っています。委員の皆様には、多数の御意見、御協力をいただきありがとうございました。以上をもちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございました。